



市川市立図書館 図書館資料宅配サービスに関する協定書

市川市（以下「発注者」という。）と公益社団法人市川市シルバー人材センター及びシルバー会員（以下「受託者」という。）は、市川市立図書館の利用者（以下「利用者」という。）への図書宅配サービスに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 図書館資料（以下「図書等」という。）の貸出しに際し、宅配を請け負う受託者は、利用者の要請に基づき発注者が取り次いだ図書等の宅配を行う。
- 2 受託者は利用者の要請に基づき、図書等を返却するための宅配を行う。

（善管義務）

- 第2条 受託者は発注者・受託者相互の信義誠実の原則に基づき、発注者からの取り次ぎ及び利用者の要請による宅配業務を迅速に、確実に遂行するものとする。

（貸出）

- 第3条 利用者が借りる図書等を受託者の宅配を利用して、利用者の自宅へ配達することを発注者に申し出たときは、発注者は受託者にこれを取次ぐものとする。
- 2 受託者は発注者から梱包された図書等を受け取り、利用者へ宅配する。
- 3 前項の梱包の際、発注者は利用者が図書等を宅配便で返却するための利用案内等を同封するものとする。
- 4 受託者は利用者に図書等を引き渡すことができないと判断したときは、速やかに発注者に連絡し、場合によっては図書等を返却するものとする。

（返却）

- 第4条 利用者が図書等を受託者の宅配便を利用して返却する時は、直接受託者に対して申し込むものとする。
- 2 受託者は利用者から梱包された図書等を受け取り、最寄の市立図書館へ配送する。

（梱包材等）

- 第5条 本業務に係る梱包材等については、付属覚書のとおりとする。

（料金・收受方法）

- 第6条 利用者が受託者へ支払う料金の收受方法は、次のとおりとする。
- (1) 受託者は、第3条により利用者宅等へ図書等を宅配した際、着払いにて現金で利用者より料金を收受することとする。
- (2) 受託者は、第4条により利用者宅より図書等を集荷した際、元払いにて現金で利用者より



收受することとする。

2 料金は付属覚書のとおりとする。

(取次手数料)

第7条 本協定により実施した宅配便については、手数料は発生しないものとする。

(損害賠償の範囲)

第8条 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により発注者の図書等に損害を与えた場合は、価格の範囲内で、発注者に対し損害賠償の責を負うものとする。ただし、天災地変等不可抗力によるものについてはこの限りではない。

(保有個人情報の保護)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第10条

この協定事項の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の協定期間満了日の30日前までに発注者・受託者いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間更新の手続を経ることなく満了の翌日よりこの協定期間は更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定上の事項について疑義が生じた場合は、関係法令及び運送約款に基づき、発注者・受託者が誠意をもって協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、発注者・宅配者は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月1日

発注者

市川市八幡1丁目1番1号

市川市

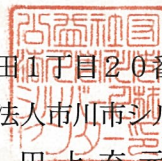
市長 大久保博



受託者

市川市平田1丁目20番17号

公益社団法人市川市シルバー人材センター
理事長 田上充元



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受託者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定終了後また退会後も、同様とする。

(目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受託者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受託者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に取り扱わせるときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受託者は、この協定による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、この協定による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この協定により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この協定により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この協定の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受託者がこの協定の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この協定の事務に係る受託者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受託者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。